

令和8年度富山県会計年度任用職員（計量検定業務職員）募集案内

令和8年2月4日

1 職名、採用予定人数、職務内容及び配属先

職名	採用予定人員	職務内容	配属先
計量検定業務職員	3名	計量器の検定・検査、事業所へ立入検査、職員の業務補助、公用車の運転など	富山県計量検定所

2 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者は受験できません。
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 必要な資格等
- ア 普通自動車運転免許
 - イ 簡単なパソコン操作能力（ワープロ・表計算）

4 試験・合格発表

- (1) 試験の日時等

	試験日	試験会場	内容
面接試験	申込者に別途連絡します。		主として人柄等についての個別面接

- (2) 合格発表

令和8年3月中旬に電話連絡等で通知します。

5 勤務条件（予定）

週5日勤務とします。

- (1) 勤務時間等

- ア 勤務日 月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く）
- イ 勤務時間 午前8時30分から午後4時30分まで（1日7時間勤務）
- ウ 休憩時間 正午から午後1時まで

※業務の都合により、勤務時間の変更や勤務日を土日祝日に変更する場合があります。

- (2) 報酬 月額246,255円～248,488円
- (3) 諸手当 期末手当、勤勉手当
- (4) 費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。
- (5) 社会保険等 地方職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象

(6) 休 暇

- ・年次有給休暇 採用日から6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上勤務した場合に付与
- ・特別休暇等 忌引、夏期休暇等

6 申込手続

(1) 申込先及び問い合わせ先

〒930-0992 富山市新庄町39番地の6 富山県計量検定所 (TEL 076-422-0551)

(2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「会計年度任用職員（計量検定業務）申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山県計量検定所に提出してください。

ア 履歴書 1通（市販のJIS規格の様式で、最近3か月以内に撮影された写真が貼り付けされたもの）

イ 職務経歴書（様式自由） 1通

※ 以下の資格や実務経験等を有する場合は、履歴書又は職務経歴書に資格の取得日や実務経験の内容などを記載してください。

- ・計量士、計量士国家試験合格者、一般計量教習（国立研究開発法人産業技術総合研究所）修了者
- ・製造業・販売業等における計量計測・品質管理に関する実務経験等
- ・玉掛け技能、クレーン運転技術資格

(3) 受付期間

令和8年2月24日(火)まで

・郵送による申し込みは令和8年2月24日(火)必着とします。また、簡易書留等によらない場合の事故については責任を負いません。

・持参される場合の受付時間は、原則午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

7 その他

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ② 信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ③ 秘密を守る義務（同法第34条）
- ④ 職務に専念する義務（同法第35条）
- ⑤ 政治的行為の制限（同法第36条）
- ⑥ 争議行為等の禁止（同法第37条）

(2) 採用にあたっては必要書類を提出していただきます。（合格者あてに別途通知します。）

(3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和8年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。